

静岡県告示第267号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、大井川港海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

1 指定する区域

基点1から基点19までの各点を順次に結んだ線及び基点1、補助点1、2、3と基点19の各点を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置

基準点 焼津市大字田尻字和田1番地の二等三角点田尻村を基準点とする。

(北緯 34 度 49 分 47.9964 秒 東経 138 度 18 分 54.9827 秒)

基点1	基準点から	193 度 01 分 58 秒	5,236.50 メートルの地点
基点2	基点1から	292 度 06 分 27 秒	20.42 メートルの地点
基点3	基点2から	193 度 36 分 55 秒	12.42 メートルの地点
基点4	基点3から	193 度 36 分 55 秒	84.22 メートルの地点
基点5	基点4から	202 度 43 分 39 秒	56.69 メートルの地点
基点6	基点5から	207 度 22 分 55 秒	74.92 メートルの地点
基点7	基点6から	225 度 20 分 10 秒	12.36 メートルの地点
基点8	基点7から	201 度 40 分 27 秒	54.39 メートルの地点
基点9	基点8から	178 度 18 分 35 秒	16.34 メートルの地点
基点10	基点9から	196 度 04 分 16 秒	54.87 メートルの地点
基点11	基点10から	187 度 48 分 21 秒	44.13 メートルの地点
基点12	基点11から	187 度 52 分 52 秒	0.29 メートルの地点
基点13	基点12から	187 度 08 分 26 秒	6.43 メートルの地点
基点14	基点13から	187 度 08 分 32 秒	21.79 メートルの地点
基点15	基点14から	187 度 08 分 32 秒	32.25 メートルの地点
基点16	基点15から	201 度 08 分 59 秒	79.66 メートルの地点
基点17	基点16から	249 度 01 分 10 秒	17.28 メートルの地点
基点18	基点17から	108 度 08 分 49 秒	12.22 メートルの地点
基点19	基点18から	108 度 08 分 46 秒	27.27 メートルの地点
補助点1	補助点2から	15 度 00 分 51 秒	295.60 メートルの地点
補助点2	補助点3から	77 度 23 分 45 秒	459.19 メートルの地点
補助点3	基点19から	108 度 09 分 08 秒	106.99 メートルの地点

(注) 方位は真北を標準とする。

3 海岸線の延長

555.52 メートル

4 海岸保全区域の面積

241,100.27 平方メートル